

特別養護老人ホームやすらぎの家利用料金 (令和6年8月1日以降改定)

○ 1日あたりの介護サービス費

単位:円

区分		基本利用料金	サービス提供体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	看護体制加算Ⅰイ	合計
要介護3	個室	732	18	22	6	778
	多床室	732	18	22	6	778
要介護4	個室	802	18	22	6	848
	多床室	802	18	22	6	848
要介護5	個室	871	18	22	6	917
	多床室	871	18	22	6	917

その他介護サービス費の加算料金

単位:円

福祉施設初期加算	/日	入所日から30日以内の期間 30日を超える入院後再入所した場合	30
福祉施設外泊時加算		外泊または入院した場合(1ヶ月に6日まで)	246
看取り介護加算	/日	死亡日以前31日以上45日以下	72
		死亡日以前4日以上30日以下	144
		死亡日の前日及び前々日	680
		死亡日	1,280
個別機能訓練加算(1)	/日	個別機能訓練計画を作成・実施する	12
生活機能向上連携加算	/月	訓練員や他職種が計画的に機能訓練を実施する	100
排せつ支援加算(1)	/月	排せつ障害のある方へ、多職種が連携し支援計画を作成し支援を行う	10
褥瘡マネジメント加算(1)	/月	褥瘡発生のリスクを、モニタリング指標を用いて入所時や3ヶ月に1度評価を行う	3
栄養マネジメント強化加算	/日	入所者様ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。	11
科学的介護推進体制Ⅱ	/月	入所者様ごとの栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病、服薬状況などを厚生労働省へ提出していること。	50
介護職員等待遇改善加算(I)		厚生労働省の定める基準に適合している施設が加算可能 介護職員の賃金改善等のために、所定単位の <u>14.0%</u> を加算	

※上記については、自己負担が1割の場合。

※介護プランによって追加加算が生じることがあります。詳細はご確認ください。

○ 居住費・食費

単位:円

居住費 (居室料)	1日当たり	個室	1,231
		多床室	915
食費	1日当たり	1,445	

※居住費、食費については保険者に
減額申請し、認定されると減額に
なる場合があります。

その他利用料

単位:円

おやつ代	1日当たり	170	
電気使用料	1品目1日あたり	31	テレビ、冷蔵庫等電気製品使用者
理美容・教育娯楽費 その他日常生活費	実費		

○ 高額介護サービス費の制度

利用者負担段階に応じて下表の1月あたり限度額を超えた部分は、高額介護サービス費として市町村の介護保険担当に申請すると、払戻しを受けられる場合がありますのでご相談下さい。

○ 居住費・食費の負担限度額

居住費・食費についても市町村の介護保険担当に申請し認定を受けると、利用者負担段階に応じて1日あたりの負担額が下表の金額となります。

単位:円

利用者負担 段階区分	食費(1日当り)		居住費(1日当り)					
	基準費用額	負担限度額	個室	基準費用額	負担限度額	多床室	基準費用額	負担限度額
第1段階	1,445	300		1,231	380		915	0
第2段階	1,445	390		1,231	480		915	430
第3段階①	1,445	650		1,231	880		915	430
第3段階②	1,445	1,360		1,231	880		915	430
第4段階	1,445			1,231			915	

【利用者負担段階内容と預貯金要件】

区分	内容と預貯金額要件
第1段階	生活保護受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 預貯金が 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金収入額を含む)が80万円以下の方 預貯金が 単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金収入額を含む)が80万円を超え、120万円以下 預貯金が 単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額(非課税年金収入額を含む)が120万円を超える 預貯金が 単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下
第4段階	上記以外の方

☆1カ月(30日間)のご利用料金(概算)は 約_____ 円前後